

- 令和 7 年 6 月に議員立法により成立した「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」において、政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設ける旨が規定されたことを踏まえ、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」の枠組みを発展的に改組し、令和8年3月に「物流政策推進会議」を設置・開催。（「物流政策推進会議の開催について」令和8年3月27日 閣議口頭了解）
- 同法及び同口頭了解において、物流の実務に関して十分な知識と経験を有する者によって構成される関係者会議を設ける旨も規定されていることから、物流政策推進会議の下に「物流政策推進関係者会議」を設置する。

1. 構成員

- 議長 国土交通省大臣官房総括審議官
- 副議長 農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
- 構成員 公正取引委員会事務総局経済取引局長
警察庁交通局長
消費者庁次長
厚生労働省労働基準局長
中小企業庁次長
国土交通省道路局長
環境省水・大気環境局長

公益社団法人全日本トラック協会
全日本運輸産業労働組合連合会

※構成員及びオブザーバーについては議題に応じて追加することを想定

2. 主な議題（想定）

- ・貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策（例：トラック適正化二法により導入される「適正原価」・許可更新制度など）
- ・物流革新の「集中改革期間」における必要な物流の機能を維持するための施策（例：各省庁における総合物流施策大綱に基づく施策の進捗管理など）

3. スケジュール（想定）

令和 8 年

7 月 第 1 回 物流政策推進関係者会議

- ・R8.4から施行されたトラック適正化二法、改正物流法等の施行状況
- ・「適正原価」に関する今後の検討の進め方
- ・R8.3に閣議決定された総合物流施策大綱を踏まえた施策の進め方

秋～冬頃 第 2 回 物流政策推進関係者会議

- ・トラック適正化二法の施行に向けた体制整備等に係る検討状況
- ・総合物流施策大綱に位置づけた施策の進捗状況報告、施策の進め方の確認 等

令和 9 年

春頃 第 3 回 物流政策推進関係者会議

- ・「適正原価」に関する検討状況の報告・議論
- ・総合物流施策大綱に位置づけた施策の進捗状況報告、施策の進め方の確認 等

物流政策推進関係者会議の構成員の指名について

令和 8 年 7 月 10 日
物流政策推進会議議長決定

物流政策推進会議の開催について（令和 5 年 3 月 31 日閣議口頭了解）第 3 項の規定に基づき、物流政策推進関係者会議の構成員を次のとおり指名する。ただし、物流政策推進関係者会議の議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 国土交通省大臣官房総括審議官

副議長 農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

構成員 公正取引委員会事務総局経済取引局長
警察庁交通局長
消費者庁次長
厚生労働省労働基準局長
中小企業庁次長
国土交通省道路局長
環境省水・大気環境局長

公益社団法人全日本トラック協会
全日本運輸産業労働組合連合会